みとろフルーツパークは引き続き開園します

10月16日から当分の間は、市の農林水産課が運営します

主催	加古川市
日時	令和3年10月16日から当分の間
場所	_
内容	加古川市上荘町にある市の農業公園「みとろフルーツパーク」においては、令和3年10月15日まで、農事組合法人「みとろ生産組合」が指定管理者として施設運営を行うこととなっています。 しかしながら、令和3年10月16日以降は、DBO方式(設計・建設・運営一括発注)による公募型プロポーザルによって当該施設の再整備・管理運営を行う事業者を決定することとしていましたが、事業者選定過程における重大な瑕疵が判明したため、事業を一時中断せざるを得なくなりました。 そのため、当該施設の管理運営業務につきましては、令和3年10月16日から当分の間、指定管理者制度ではなく、直接、本市産業経済部農林水産課が運営することとなります。 【今後のスケジュール予定】 ~R3.10.15 指定管理者制度(指定管理者:農事組合法人みとろ生産組合)R3.10.16~(当分の間)市の直営にて開園継続
対象(参加者)	_
定員	_
参加費	_
申込先・方法	
目的・背景その他	再整備・管理運営事業の準備が整うまでの間も、引き続き農業と 豊かな自然に親しむ機会を市民に提供します。
市ホームページ	掲載予定(9月24日)
広報かこがわ	掲載しない